

ターム留学に係る要項〈生徒・保護者用〉

不二聖心女子学院中学校・高等学校
進路・キャリア指導部

1. 対象 中学2年生～高校2年生

2. 留学を申請するために必要な条件

- 1) 本人が、留学を通して、自ら成長しようという意思をもっていること。
- 2) 健康であり、欠席日数が10日以内であること。(年間授業日数の2/3以上は出席し、授業を受けること)
- 3) 復学後の学習・進級・進学に支障がないと思われること。具体的には10段階評定で6以上を維持できること。(留学期間中の学習は各自で補うものとし、補習は行わない)
- 4) 保護者が信頼できると判断するエージェントを通すこと。

3. 留学期間

- 1) 留学先の学校のタームに従う。原則2カ月以上3カ月未満。(年間授業日数の1/3未満)
- 2) 卒業研究に取り組む中学2年の1月～中学3年12月を除く。

4. 留学先

- 1) 正規の中学・高等学校であること。語学研修は留学とは認めない。
- 2) 生徒自身が主体的に選択した学校であること。
- 3) 保護者の責任において、生徒本人の語学力、生活面・安全管理における能力、学習・進路との関係など、本人とともに十分に検討した上で決定すること。

5. 申請の手順

- 1) 生徒・保護者は、出国半年前までに留学の希望(エージェント・時期・国)を担当に相談する。
- 2) 5ヶ月前までに学校情報と「ターム留学申請書」を、担任を通して教務部・留学担当に提出する。
- 3) 上記1・2をもとに、教務部・留学担当がターム留学の申請について判断し回答する。
- 4) 留学先からの受入許可証発行・留学期間の確定次第、担任を通して教務部・留学担当に報告する。

6. 留学後の留学の認定

- 1) 留学先の学校から成績・レポートを発行してもらい、復学時、教務部・留学担当に担任を通して提出する。
- 2) 帰国後1週間以内に、担任を通して所定の「ターム留学報告書」を教務部・留学担当に提出する。
- 3) 上記1・2をもとに、教務部・留学担当が留学の認定を行う。

7. 出欠の取り扱い

- 1) 留学の認定がされた場合、中学の場合「公欠」、高校の場合「留学」とする。
- 2) 留学前後の2日程度は、留学準備・復学準備として欠席を認め、上記1の扱いとする

8. 留学期間中の高校の欠課の取り扱い

- 1) 留学期間中の本校の授業については欠課としてカウントする。留学期間を含めての欠課時数は、その学年において法定時数(35×単位数)の1/3未満であること。1/3を超えた場合、単位は認定されない。

9. 留意事項等

- 1) 生徒は留学中の安全には十分な配慮をし、アクティビティ等に関して保護者の許諾を得ておく。
- 2) 留学先・ホストファミリーとの連絡等を生徒が主体的に行うと共に、その責任はエージェント、保護者がもつ。
- 3) 留学期間中も校費を支払う。
(寄宿生は寄宿舎に在籍したままとし、寄宿舎費のうち食費を返金する)
- 4) ターム留学は、年度内に1回とする。複数年度でのターム留学は可能であるが、学習・進路の妨げにならないように十分検討すること。
- 5) 現在、日本帰国時にはワクチンの接種証明書(3回)又は出国前72時間以内に受けた検査の陰性証明書のいずれかの提出が必要。(2022年10月11日より)